上欄	下欄				
文化財の保存技術	保持者				
有形文化財等関係					
名称	氏名	雅号	生年月日	住所	
表具用手漉和紙（宇陀紙）製作	福西　正行		昭和三十六年八月二十二日	奈良県吉野郡吉野町窪垣内二二八―一	
無形文化財等関係					
名称	氏名	雅号	生年月日	住所	
邦楽器糸製作	小篠　敏之		昭和二十七年五月十一日	京都府京都市北区衣笠高橋町四〇―六七―四〇一	

○スポーツ庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年十月一日

スポーツ庁長官　鈴木　大地

東京都千代田区霞が関三丁目二番地二号　文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室

○厚生労働省告示第四百十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十七年十月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

第４の１の㈤中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

第二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

別表第一の一の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄、二の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄、三の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄及び四の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

別表第二の一の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

第三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

第二項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

○農林水産省告示第二千百七十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、飼料品質表示基準（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

第２の１の㈣中「含有量の最大量」の次に「（以下「栄養成分量等」という。）」を加え、同㈤を次のように改める。

㈤　配合飼料の原材料名並びに原材料の区分及び区分別配合割合

ア　原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。

イ　原材料の区分ごとに配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、原材料名の記載順を変更する必要が生じた場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る㈣の記載を変更する必要がないときは、原材料名の記載順の変更を要しない。

ウ　原材料の区分は、区分別配合割合を併記し、区分別配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、区分別配合割合の記載を変更する必要が生じた場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る㈣の記載を変更する必要がないときは、区分別配合割合の記載を変更することを要しない。

エ　原材料の調達に係る事情の変化により当該飼料に使用しないことがあると想定される原材料がある場合において、当該原材料の数が５を超えず、かつ、当該原材料のそれぞれの配合割合が３パーセント以内であるときは、その旨を明記して、次の例により記載することができる。

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、（小麦）
そうこう類	10%	ふすま、米ぬか、（麦ぬか）
植物性油かす類	10%	大豆油かす、（なたね油かす）
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、（肉骨粉）
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、（リン酸カルシウム）

（注）
１　原材料名は、原則として配合割合の高い順である。
２　（　）内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。

備考　飼料添加物は、「その他」の欄に記載することを要しない。

第２の１の㈥を次のように改める。

㈥　混合飼料の原材料名及び配合割合

ア　原材料名は、最も一般的な名称をもつて記載すること。

イ　原材料名は、配合割合を併記し、配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によつて一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、配合割合の記載を変更する必要が生じた場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る㈣の記載を変更する必要がないときは、配合割合の記載を変更することを要しない。

第２に次のように加える。

８　製造業者は、飼料を継続的に供給する旨の契約を飼料の消費者と締結した場合において、当該契約に基づき、当該契約において定められた栄養成分量等又は原材料の配合割合に従つて飼料を製造し、当該飼料を当該消費者に対して販売するときは、当該飼料又はその容器若しくは包装に付する表示に「指定配合」の文字を記載することにより、表示事項（当該契約の契約書その他の書面により明らかにされている事項（別表の備考１に規定する一般表示事項を除く。）に限る。）を省略することができる。

別表配合飼料の項中「原材料の」の次に「区分及び」を加える。